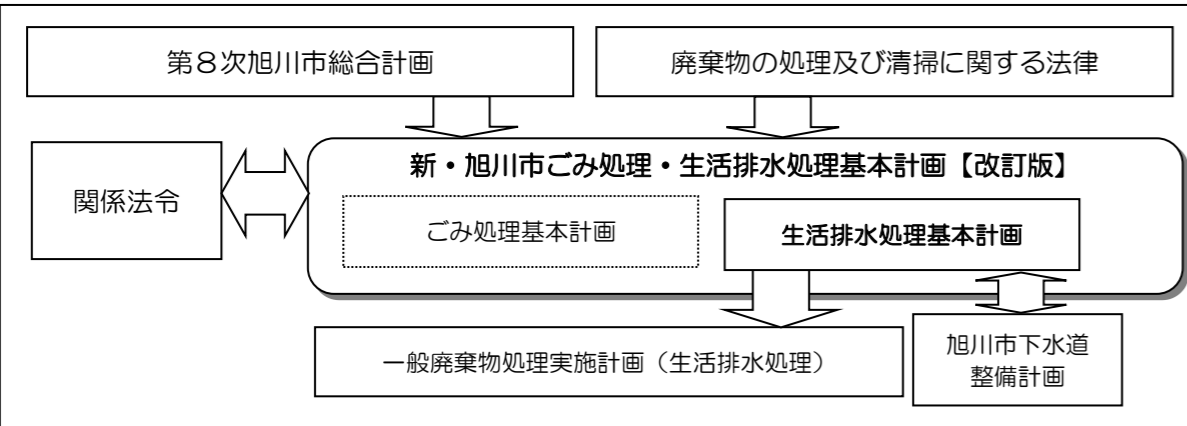


生活排水処理基本計画の概要・見直しについて

1 計画の位置付け

生活排水処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき策定するものです。現行計画は平成28年3月に策定し、これに基づく施策等に取り組んできました。

また、旭川市総合計画や旭川市下水道整備計画との整合性を図り、今後の廃棄物処理行政における長期的・総合的な指針となるものです。



2 計画の期間及び目標年次

計画の期間は引き続き令和9年度までとします。本年度は、中間目標年次で見直し基準年となっていますので、施策の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。

年度	(平成)	29	30	(令和)	2	3	4	5	6	7	8	9
	28			元								
計画期間	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
目標	計画開始			中間目標				中間目標				計画目標
				見直し基準年				見直し基準年				

3 生活排水の処理状況

本計画の進捗状況は、計画策定時に設定した目標に対して、平成26年度を基準年として、令和4年度までの実績の推移により確認します。

(1) 生活排水処理人口及び生活排水一部未処理人口の推移

右上の表から、本計画では、生活排水処理人口については、基準年度の平成26年度から中間目標の令和5年度までに人口減少の影響を含めて17,456人の減少を見込み、生活排水一部未処理人口についても同様に6,461人の減少を見込んでおり、これにより生活排水処理率を1.6%向上する目標となっています。

一方、基準年度から令和4年度までの実績は、生活排水処理人口が18,325人、生活排水一部未処理人口が5,065人のそれぞれ減少となったことにより、生活排水処理率が1.2%の向上と中間目標を若干下回る結果となっています。

処理形態別人口の推移 (単位:人)

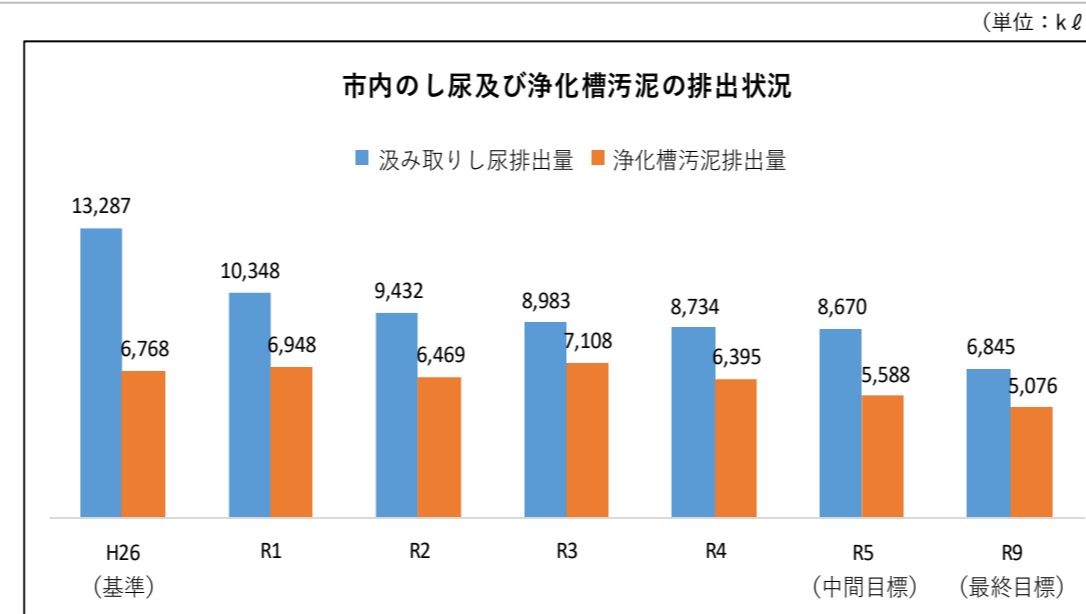
項目	年度	H26 (基準)	R1	R2	R3	R4	R5 (中間)	R9 (最終)
計画処理区域内人口 (行政区域内人口)		345,917	332,610	329,822	326,057	322,527	322,000	310,000
1 生活排水処理人口		327,509	317,241	315,414	312,074	309,184	310,053	300,724
(1) 浄化槽処理人口		3,870	4,174	4,204	4,226	4,280	4,471	4,751
(2) 公共下水道処理人口 (水洗化人口)		323,428	312,884	311,041	307,683	304,742	305,400	295,800
(3) 農業集落排水処理人口		211	183	169	165	162	182	173
2 生活排水一部未処理人口		18,408	15,369	14,408	13,983	13,343	11,947	9,276
(1) 単独処理浄化槽人口		7,088	6,079	6,013	5,881	5,807	4,484	3,384
(2) 非水洗化人口		11,320	9,290	8,395	8,102	7,536	7,463	5,892

生活排水処理率の推移

項目	年度	H26 (基準)	R1	R2	R3	R4	R5 (中間)	R9 (最終)
生活排水処理率 (%)		94.7	95.4	95.6	95.7	95.9	96.3	97.0

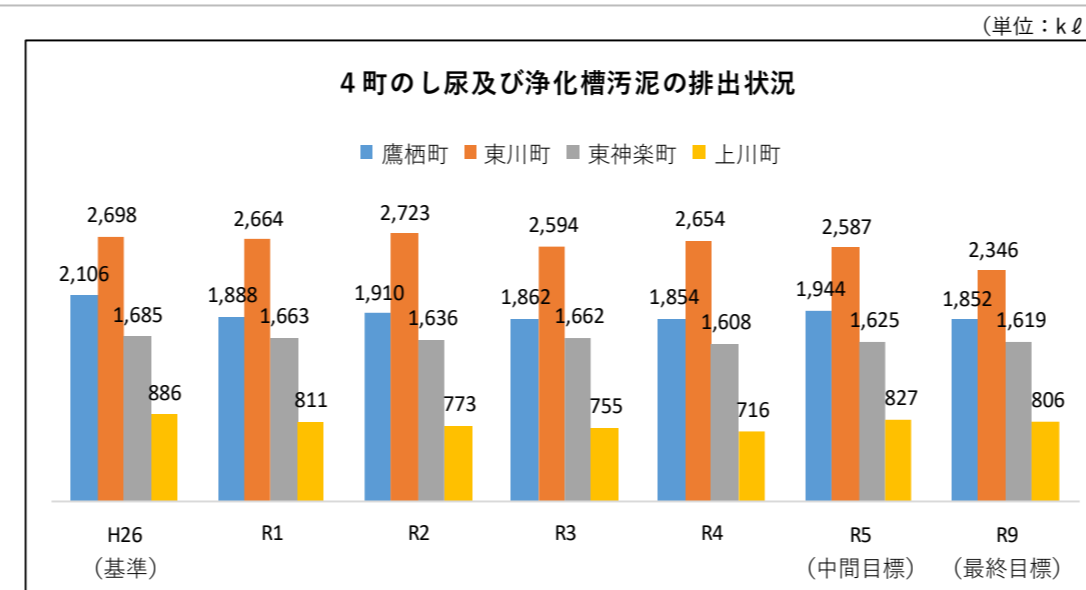
(2) 市内のし尿及び浄化槽汚泥の排出状況

市内のし尿の排出量は、減少傾向にありますが、中間目標よりも若干多くなっています。浄化槽汚泥の排出量は、ほぼ横ばいで推移していますが、中間目標よりかなり多い状況です。



(3) 4町のし尿及び浄化槽汚泥の排出状況

本市の環境センターで受入を行っている4町(鷹栖町, 東川町, 東神楽町, 上川町)の排出量は、横ばいで推移しており、中間目標とほぼ同じ状況です。
※ 下の図にはありませんが、令和4年度から美瑛町が加わり5町となっています。



4 生活排水処理に係る主な実績

(1) 合併処理浄化槽の普及促進

ア 浄化槽設置整備事業

公共下水道等が整備されていない区域の個人専用住宅を対象に、平成9年度から合併処理浄化槽設置に係る工事費用の一部助成を実施しています。

(単位:基)

	5人槽	7人槽	10人槽	計	単独撤去
R1	13	3	0	16	2
R2	12	3	0	15	1
R3	14	1	0	15	0
R4	9	3	0	12	2

イ 普及啓発活動

補助基数がここ数年15基程度と伸び悩んでおり、下記の地域の既存住宅へのチラシの個別配付を実施し、合併処理浄化槽の普及啓発に努めています。

年度	訪問地区
R1	東旭川地区 (67件), 西神楽地区 (174件)
R2	神居地区 (143件), 旭神地区 (35件)
R3	江丹別地区 (2件), 末広地区 (3件), 永山地区 (33件)
R4	東鷹栖地区 (27件)

ウ 適正な維持管理

北海道浄化槽協会が行う水質検査(法定検査)を受検していない世帯に対し、適正な維持管理に努めるよう文書による指導を行っており、令和4年度は283件の未受検世帯に対して文書を送付し、受検率の向上に努めています。

(2) 移動式公衆便所の貸付

移動式公衆便所を屋外のスポーツやイベントの会場等に有償で貸し出し、令和元年度までは毎年70件前後で推移していましたが、令和2年度以降新型コロナウイルス感染拡大の影響により多くの行事が中止となり、大幅に減少しています。

	R1	R2	R3	R4
貸付件数	49	4	3	13
貸付台数	78	6	4	23

5 現状と課題

- 汲み取り便所や単独処理浄化槽は、トイレ以外の生活雑排水が公共用水域にそのまま排出されており、水質汚濁の一因となっています。
- 老朽家屋の居住者や高齢者のみの世帯が、高額な設置費用等を理由に合併処理浄化槽への転換に踏み切れない状況にあるなど、こうした世帯の普及が思うように進んでいないことが課題として挙げられます。

6 計画の見直しの方向性

- 計画の見直しに当たっては、進捗状況を踏まえ、必要に応じて修正や追加を行った上で、令和9年度の最終目標値の変更について検討を行います。
- 新たな公共下水道処理人口の推計に合わせ、各処理形態別人口の目標見直しの必要性について検討します。
- 5町の排出量については、各町の推計に基づき見直しについて検討します。
- 合併処理浄化槽の補助・普及促進、移動式公衆便所の貸付などの施策については、今後も継続します。